

2026 年度秋学期  
復学希望者 各位

明 治 大 学  
国際教育事務室

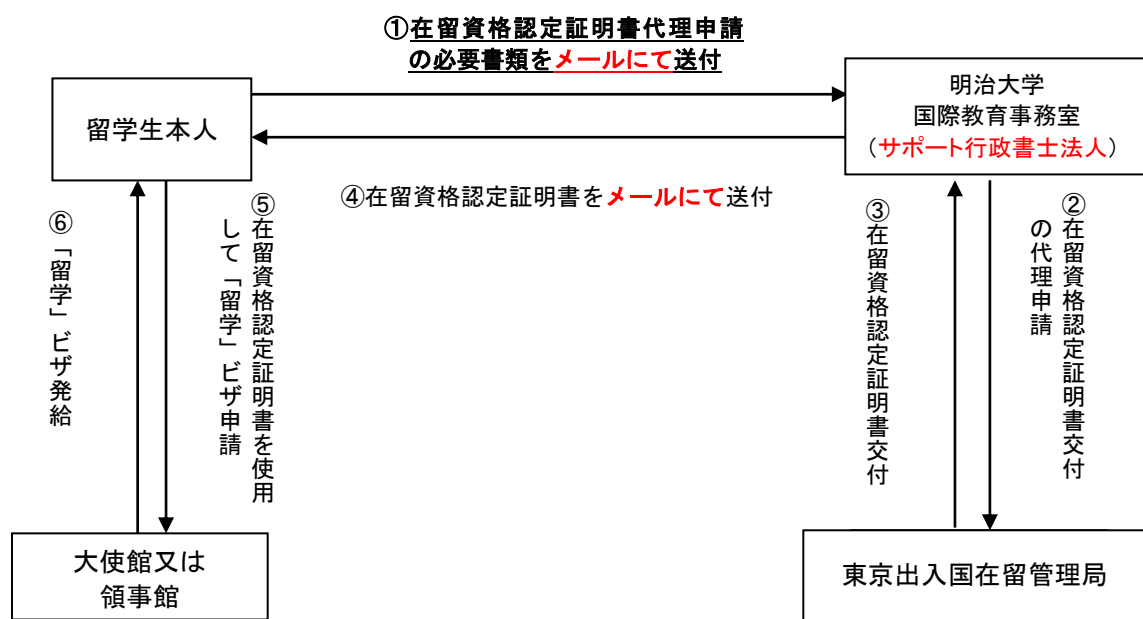
## 留学ビザ(査証)取得について

復学する際には、「留学」ビザを再度取得するために「在留資格認定証明書(COE)」の申請が必要です。大学は、国外にいる学生の代わりに、東京出入国在留管理局にて在留資格認定証明書を申請すること(代理申請)ができます。学生本人は、メールで送付される在留資格認定証明書を使用して、自国の日本大使館又は領事館にて、「留学」ビザ発給の申請を行ってください。

書類の提出期限は **2026 年 7 月 13 日(月)**です。

在留資格認定証明書交付の審査には**約 2～3 ヶ月**の期間を要しますので、復学を決定後、速やかに申請準備を行ってください。

### <「留学」ビザ取得の流れ>



★COE はメールで交付されます！

参考： 出入国在留管理庁「在留資格認定証明書の電子化について」

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/10\\_00136.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/10_00136.html)

### <書類準備の流れ>

大学(サポート行政書士法人)による代理申請を希望する方は、上記の図における、「①在留資格認定証明書代理申請の必要書類をメールにて送付」の手続きとして、**2つ**のステップを行ってください。順番はありませんが、必ず全てのステップを行ってください。

ステップ1	ステップ2
メールで必要書類を提出	証明書学外発行サービスにて 証明書を申請

※提出書類を郵送する必要はありません。

※書類に不備・不足があると申請できません。**全て揃っているか確かめて**提出してください。

## <COE 申請の方法>

### ステップ 1

2026 年 9 月復学予定者は、**本学が委託する「サポート行政書士法人」を通じて申請**を行ってください。  
 明治大学への復学を決めた方は、以下の情報を記載し、[Meiji\\_U@shigyo.co.jp](mailto:Meiji_U@shigyo.co.jp) までご連絡をお願いします。  
**※宛先のアドレスを間違えており、メールが届かないというケースが増えています。**  
**COE 申請の依頼先である上記メールアドレスは、コピー＆ペーストして使用してください。**

#### 【メールに記載する内容】

- ・氏名
- ・メールアドレス
- ・COE 代理申請サポートを希望する旨

(メール文例)

件名:【明治大学】COE 申請の依頼

ご担当者様

私は、2026 年 9 月に明治大学に復学予定の【★あなたの名前を入力】です。

COE 申請のサポートを希望するので、必要書類等を教えてください。  
 メールアドレスは、【★あなたのメールアドレスを入力】です。

よろしく願いいたします。

メール送信後は、サポート行政書士法人からの返信に従い、書類提出などの手続きを進めてください。

### ステップ 2

## 【ステップ 2】 証明書学外発行サービスにて証明書を申請

提出方法	提出書類	詳細
証明書学外発行サービスを使用	在学証明書 和文1通 成績証明書 和文1通※  ※入学直後から休学し、明治大学での履修がゼロの場合には、在学証明書のみで可。	証明書の発行は所属学部・研究科が行いますので、 <b>発行申請のみ</b> をしてください。申請後、証明書は自動で国際教育事務室に届きます。  発行申請の流れは <a href="#">こちら</a> からご確認ください。  <b>&lt;証明書発行の流れ&gt;</b> <pre>           graph TD             A[留学生本人] --&gt; B["① 証明書学外発行サービスを利用し、 証明書発行申込み"]             B --&gt; C[所属学部・研究科]             C --&gt; D["② 所属学部・研究科が証明書を発行 ③ 所属学部・研究科が 証明書を国際教育事務室に送付"]             D --&gt; E[国際教育事務室]           </pre>

※在留資格認定証明書の交付審査には約2~3ヶ月の期間を要します。

提出期限を過ぎてしまっても受け付けますが、**復学時期に確実に入国ができるよう、書類が揃い次第、速やかに提出してください。**

国際教育事務室への書類提出が遅くなるほど、在留資格認定証明書の発行も遅くなりますので、注意してください。

### <注意事項>

1. COE の交付審査は出入国在留管理局が行うため、審査が遅れた場合や交付が不許可になった場合、大学は責任を負いません。
2. 書類に不備・不足がある場合は代理申請をすることができませんので、すべての書類をよく確認してから、提出してください。
3. COE の有効期限は発行日から3か月です。COE を受け取り次第、ただちに自国の在外公館にて在留資格の取得申請を行ってください。
4. 在留資格「短期滞在」で入国した場合、原則として、日本国内で在留資格「留学」に変更することは認められていません。必ず母国で在留資格「留学」を取得してから日本に入国してください。やむを得ない事情がある場合は、**事前に国際教育事務室 ([coe@meiji.ac.jp](mailto:coe@meiji.ac.jp)) に相談**してください。

### <COE 申請に関するお問い合わせ先>

サポート行政書士法人 明治大学チーム

E-mail: [Meiji\\_U@shigyo.co.jp](mailto:Meiji_U@shigyo.co.jp)

T E L : 03-5325-1355

会社 HP: <https://www.shigyo.co.jp/>

以上